

第 17 回国語分科会漢字小委員会・議事録

平成 27 年 7 月 24 日（金）
10 時 00 分～12 時 00 分
文化庁特別会議室

〔出席者〕

（委員）沖森主査，笹原副主査，秋山，入部，岩澤，押木，川瀬，佐藤，鈴木（一），
鈴木（泰），関根，田中，棚橋，納屋，やすみ，山田 各委員（計 16 名）
（文部科学省・文化庁）岸本国語課長，鈴木国語調査官，武田国語調査官，
小沢専門職ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 第 16 回国語分科会漢字小委員会・議事録（案）
- 2 「「手書き文字の字形」と「印刷文字の字形」に関する指針」の構成について（案）
- 3 第 1 章 常用漢字用「（付）字体についての解説」の考え方について（案）
- 4 第 2 章 明朝体と筆写の楷書との関係について（具体例）（案）
- 5 （付）2 字形比較表及び索引の例（案）

〔参考資料〕

- 1 「窓口業務における字体・字形に関する問題についてのアンケート」結果の概要
- 2 教科書体 字体・字形比較資料（平成 27 年度使用教科書） 委員限り
- 3 教科書体 字体・字形比較資料（昭和 20 年代，30 年代） 委員限り

〔机上配布資料〕

- 国語関係答申・建議集
- 国語関係告示・訓令集
- 改定常用漢字表
- 字体・字形差一覧
- 漢字字体資料集（諸案集成 1），（諸案集成 2・研究資料）
- 国語分科会で今後取り組むべき課題について（報告）
- 学年別漢字配当表（小学校学習指導要領から抜粋）
- 常用漢字表の改定に伴う中学校学習指導要領の一部改正等及び小学校，中学校，高等学校等における漢字の指導について（通知）

〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認が行われた。
- 2 事務局から配布資料 2，参考資料 1，参考資料 2，参考資料 3 について説明があった。
- 3 事務局から配布資料 3 について説明があり，意見交換が行われた。
- 4 事務局から配布資料 4 について説明があり，意見交換が行われた。
- 5 事務局から配布資料 5 について説明があり，意見交換が行われた。
- 6 次回の国語分科会漢字小委員会について，平成 27 年 9 月 25 日（金）の午前 10 時から 12 時まで文化庁第 2 会議室で開催予定であると確認された。
- 7 質疑応答及び意見交換における各委員の発言要旨等は次のとおりである。

○沖森主査

それでは、定刻になりましたので、ただいまから第17回、今期では3回目の漢字小委員会を開会いたします。よろしくお願いいたします。本日は、前回の議事録の確認、それから「手書き文字の字形」と「印刷文字の字形」に関する指針の作成について」の協議という順に進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

まず、本日の出席者の確認及び配布資料の確認を事務局にお願いいたします。

○鈴木国語調査

この小委員会は17名で構成されているところ、16名に出席を賜っております。定足数を満たしているということをご報告申し上げます。

続きまして、配布資料の確認をお願いいたします。議事次第に続きまして、資料1「第16回国語分科会漢字小委員会・議事録（案）」。資料2「「手書き文字の字形」と「印刷文字の字形」に関する指針」の構成について（案）」。資料3「第1章 常用漢字表（付）字体についての解説」の考え方について（案）」。資料4「第2章 明朝体と筆写の楷書との関係について（具体例）（案）」。資料5「（付）2 字形比較表及び索引の例（案）」。その次、参考「漢字小委員会における審議スケジュール（案）」。参考資料1「「窓口業務における字体・字形に関する問題についてのアンケート」結果の概要」。参考資料2、これは委員限りでございます。「教科書 字体・字形比較資料（平成27年度使用教科書）」。参考資料3、こちらも委員限りでございます。「教科書 字体・字形比較資料（昭和20年代、30年代）」。本日の資料、大部でございますが、以上です。

○沖森主査

不足等、ございませんでしょうか。

それでは、次に、前回の議事録（案）を確認したいと思います。事前にお送りしてありますので既に御覧いただいたかと思いますが、大きな問題がなければ、この案をお認めいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

御異議がないようでございますので、お認めいただいたことにいたします。なお、気になる文言の修正などは1週間以内、7月31日金曜日までに事務局へ御連絡いただくようお願いいたします。

では、続いて、配布資料2と参考資料1から3について、事務局から説明をお願いいたします。

○武田国語調査官

それでは、本日の資料のうち、まず資料2について御説明いたします。資料2は前回にもほぼ同じものを出しております。この指針の構成案です。

前回とちょっと変わっているところは、第1章の6のところ。「漢字の正誤の基準と「整っているか」「丁寧か」「美しいか」「巧みか」などの観点について」。ここのタイトルだけが少し変わっております。資料2に関しては以上です。

続いて、参考資料の1を御覧ください。前回も簡単に御報告しましたが、6月に全国の都道府県の政令指定都市を除く最大の都市、それから各政令指定都市の最大区の市民課・区民課を対象に「窓口業務における字体・字形に関する問題についてのアンケート」というものを実施いたしました。全部で68の自治体にお送りして、現在67回収できております。99%ということになります。もう1件もすぐ頂くことができそうです。これまで、66件まで集まったところでの結果がここにあるものです。

問1、常用漢字表の字体についての解説の部分を知っているかどうかということですが、さすがに窓口の方は約9割の方が知っています。内容まで知っている方が7割強ということでした。この内容を知っているという方に、参考にしているかどうかということで聞きますと、

よく参考にしているという方が42%,それから54%の人が参考にしたことがあると回答しています。つまり、内容を知っている方は、やはりこれを日々の業務で使うことがあるということが分かりました。

続いて、幾つか代表的な字を挙げて簡単に答えられるような形で、手書き文字と明朝体の字形の違いが理解されにくいと思われる漢字について聞きました。漢字小委員会でもよく話題になっている命令の「令」ですとか「鈴」、それから「家」、糸へんの字、それから「北」、こういったものがやはり理解されにくいというような回答がありました。一方で、各自治体で独自の手引を作っていたらそれを提供してもらうことはできないかということも含めて伺いました。そうしますと、作っているところは非常に少なく、16%ということでした。

最後の方で自由筆記のところを設けまして、特に窓口で印刷文字と手書き文字との違いに関して何か問題が起きやすい、理解されにくい漢字について聞いているのが問3です。ここに挙がっているようなものが出ております。それから、問4はそのほかに窓口業務において問題になることのある常用漢字などということで聞いております。ここに挙がっているようなものです。いずれも今回の指針の中で取り上げられていく漢字ではないかと思っております。

問3と問4の回答については、一番下に米印をつけておりますが、窓口の方の理解の上で重複していたり混同していたりというものは見られますけれども、おおむねこのような回答が戻ってきています。この結果については、指針の中で活用していただきたいと考えております。

続きまして、参考資料の2と3に参ります。これは前回にはサンプルということではほんの一部だけ御覧いただきましたが、今回はその全体をお出ししました。

まず、参考資料の2の方ですが、これは平成27年度、正に今使用されている教科書にどのような教科書体が使われているかという資料です。中学校の国語の教科書を作っている会社が5社ございます。その5社全ての中学3年の教科書の巻末に常用漢字表が付いているんですね。2,136の漢字全てが各社の教科書体活字で出ています。この資料を作るに当たっては、教科書協会の御理解を頂いて、巻末の表を使ってもいいということでしたので、精度を上げてコピーし、整理したものです。

御覧いただきますとお分かりになると思いますが、同じ教科書と言いましても、5社を比較すると、中には微妙に字形の違う漢字もあるということが、この資料で確認できます。例をちょっと挙げたいと思いますが、48番のところの原因の「因」という字があります。5社の字を見ていただきますと、一番右の会社の字だけ中の「大」という字の最後が押さえてあるんですね。はらわずにとめてあります。ところが、他の4社ははらった形の「大」になっています。非常に細かいところなんですけど、こういった違いがあります。

教科書会社はどのようにこの字形を決めているかと言いますと、小学校の学習指導要領の中に学年別漢字配当表というものがあります。この学習指導要領の1,006字については、文部科学省がいわゆる標準の字体というものを示しているんですね。表の中の学習指導要領という欄を御覧ください。これがその学習指導要領に挙がっているいわゆる標準の字とされるものです。これは文部科学省初等中等教育局の教育課程課から原版を借りてここに使っております。ここでは、「原因」の「因」という字は、はらった形になっているんですけども、実際の教科書では多少の字形差が見られます。一方で、その下に「咽」という字がありますが、これは平成22年に入った常用漢字で、小学校で学ぶ範囲にはない漢字です。これを見ると、全社とめてあるんですね。これは更に狭いところにこの形が入っているの、はらいにくいということがあってとめているわけですが、このように、同じような字の形であっても、字によって扱いが変わる場合があるということです。

それから、58番、「右」という字を御覧ください。これもよく国語課に御質問がある字の一つです。何を聞かれるかという、1画目の「ノ」の形と、それから下の「口」がく

っ付くのか離れるのかという御質問です。子供が学校のテストでバツにされたとか、あるいはマルになったとか、そういうような話ですけれども、5社の教科書を見ていただくと、やはり付いているものとどうも離れているように見えるものと微妙なものがあります。これは学習指導要領の字を見ると、僅かに離れているんですが、本来は、どちらでもいいわけです。どちらでもいいのですが、こういうところについて、漢字の教材などに、付けたら付けないとかいった細かい指示が書かれていることがあるらしく、そういったものに沿って教えていらっしゃる先生方は、離れているとバツだとか、付いているとバツだとか、そういう評価をなさる場合もある。そんなことが今、世の中で起きているわけです。ところが、現在使われている各社の教科書を比較すると、細かいところでは字の形にいろいろな違いがある。そういったことが分かるという資料です。

この資料の目的のもう一つとして、平成22年の常用漢字表の改定の際の追加字種がどのように教科書に反映されたかということを見たいということがあります。ちょっと後になりますが、379番にある字を御覧ください。これは嗅覚の「嗅」です。「口」を取った「臭」という字はもともと常用漢字表にあって、これは点がない形で昭和56年の常用漢字表にも入っていたんですが、平成22年にこの「嗅」を入れるときには点の付いた「犬」の形が通用字体になっております。この資料で5社のものを見ていただくと、1社だけ点を使っていないところがあります。これは常用漢字表の中にも手書き文字のときには点を打たない習慣もありますということが書かれていますので、手で書くときにはどちらの書き方もあるわけです。この会社は、手で書くときの習慣として、点の付かない形を採ったということがここで読み取れます。もちろん、これは何ら問題ありません。こういったところでも、5社の中で違いが出ています。

同様に、1215番を御覧ください。これは、平成22年の改定で非常に話題になったしんにゅうの点の数に関わる場所です。遡及の「遡」、さかのぼるという字です。今回は、明朝体で2点しんにゅうの形が通用字体として示されています。常用漢字表には2点のときにも手で書くときには1点にして下を揺する形で書くというのを今後広めたいということが書かれているんですけれども、実際に5社の教科書会社の作った字を見ますと、いろいろな工夫をされています。やはり、活字の形を重んじてその2点を何とか教科書体にも実現しようと工夫している会社もあります。一方で、手書きでは1点の場合と同じ書き方をするということが常用漢字表に書いてありますので、それを採用したところもある。このような教科書会社それぞれの工夫ですとか努力が見られるということです。

この表と一緒に並べてあるものも簡単に紹介しますと、1番最初に文部省活字というものがあります。これは昭和10年ぐらいから、実際に当時の国定教科書に使われていたものです。井上千圃（せんほ）という書家が全部お書きになったもので、当時文部省から教科書会社に貸与するという形で使っていたものです。これはまだ戦前・戦中ですのでいわゆる旧字体、康熙字典体のものが多くなっています。その横が当用漢字字体表の字です。これは昭和24年に国語審議会の検討に基づいて示されたもので、この字体表以降、新字体などとも言われましたが、現在私たちがふだん使っている、通用している字体が用いられるようになってきました。以上、これが参考資料2、現在、実際に使われている教科書の漢字の字体・字形の比較資料です。

次に、参考資料3を御覧ください。横開きのものです。戦後、当用漢字字体表が出てから、昭和52年に文部省が学習指導要領に標準の字形を示すまでの間、教科書に用いる字の基準や見本となるような具体的な字がなかった時期があったわけです。その中で、教科書会社がどのような活字を作っていたかというものを御覧いただくための資料です。

例えば、178番の「改定常用漢字表」の「改」。昭和30年代の初めまでに使われていた教科書、右の六つの字になりますが、左側の「己」のような形の最後がはねているものとめているものがあります。一番左に現在の学習指導要領に載っている字を参考に載せていますが、これははねない形になっています。現在の小学生は、はねない形でこの字を

習うことが多いわけですが。ところが、一番左の常用漢字表の通用字体である明朝体を見ていただくと、はねております。これはほかの明朝体でも一緒です。ですから、一旦世の中に出ると「改」の最後は、はねているものを見るケースが多いわけですが。現在も、はねがあるかないかで正しい、正しくないといったことが言われることもあるわけですがけれども、古い教科書を見ると、教科書会社によって、どちらかが使われています。とめたもの、はねているもの、それぞれの形で学んだ人たちがいたということがここで御覧いただけます。

それから、952番。これも度々話題になる字ですが、女性の「女」という字があります。この字のどこが問題になるかといいますと、「くノ一」の「ノ」と「一」のところですね。ここが上に突き出るか、それとも一のところで止まるかというところですね。そこを見ていただくと昭和20年代から30年代の初めにかけてはほとんど出ているように見えます。ところが、35年のものを見ると、逆に出ていないものが多くなります。現在の字はどうかといいますと、明朝体では出ていません。それから、学年別漢字配当表で見ると出ていません。ここもやはり出る、出ないというところがマルやバツを付けるときの一つの基準になるような場合もあると聞いています。

このように、教科書に使われている漢字を遡って見ることで、例えば今昭和20年代、30年代に小学生だった方、あるいは中学生だった方は、この頃に習った形を今もお使いになっている可能性があるということが推測されます。世の中にいろいろな字体・字形に関する意識があるのではないかということが、ここからうかがえるのではないかということです。

以上、長くなりましたけれども、配布資料2と三つの参考資料について御説明しました。

○沖森主査

ありがとうございました。ただ今の説明について、何か御質問等ございますでしょうか。特に質問がないようですので、本日の協議に移りたいと思います。

では、まず配布資料3「第1章 常用漢字表「(付)字体についての解説」の考え方について(案)」を検討したいと思います。これは前回の小委員会でお示ししたものに基いて頂いた御意見、それを反映したものです。

そのうち、「6 漢字の正誤の基準と「整っているか」「丁寧か」「美しいか」「巧みか」などの観点について(案)」は、これまでの資料にはなかった部分です。これについても事前にお送りしてありますので御覧いただいているものと思います。

事務局から補足の説明をしていただいた上で質疑に入りたいと思います。その後、自由に意見交換をしていただくつもりです。それでは、よろしくお願ひします。

○武田国語調査官

事前にお送りしたのものについては、いわゆる見え消しの形で少し見にくかったと思いますが、それを直した形のものを配布しております。それから、お送りした後にはいろいろと御意見を頂き、それも反映しておりますので、少し変更されたところがあります。

主に、前回と変わったところとして、図に番号と見出しを付けています。それぞれの図に、細かいそれぞれの一つ一つに番号を付けて、なおかつ見出しを付けています。それから、15ページを御覧いただきたいんですが、歴史的な書体の体系性みたいなものがちょっとよく分からないということがありましたので、こういった表を作り、付けてあります。

今回の指針の作成に当たっては、たくさん手書きの文字が盛り込まれることとなります。そこで、事務局で佐藤英樹さんという方をお願いをして書いていただいています。これはその方に書いてもらったものです。後で資料4にもたくさん字が出てきますが、それもほとんど佐藤さんに書いていただいています。

それから4のところですね。当指針の対象に関わる場所ですけれども、19ページです。この指針の対象の部分については、御意見として窓口と学校のことが詳しく書かれている

けれども、もっと社会全体へのメッセージみたいなものが必要ではないかという御意見がありました。それを反映する形で、(2)のところに書き加えてあります。この間も申し上げましたが、ほかにもここに国語に関する世論調査の結果を踏まえたものが入ってくるようになっております。

それから、大きく変わったところとしては、22ページから始まる「(5)漢字を手書きすることの重要性」があります。ここでは、いわゆるITネイティブ、今の若者たちのような、もう生まれたときから情報機器に囲まれて育っていらっしやったような方々への配慮というものがもっと必要ではないかという御意見がありました。それに対応するような書き方に直っているかと思えます。

そして、最後、6のところに今回初めてお出しするものがあります。ここだけ節の頭のところにも(案)という文字が付いておりますが、「漢字の正誤の基準と「整っているか」「丁寧か」「美しいか」「巧みか」などの観点について」というものです。これは、小委員会でもこういった話題が度々ありましたが、実際、打ち合わせ会でこの案を決めるまでにも時間が掛かりました。今回の指針は、常用漢字表の考え方というのは基本的に緩やかであって、細かい字形の違いによって、正しい、正しくないということを決めるのは、今後は考え直すのではないかということをお訴えるわけですが、そこで、よく話題になるんですが、例えば字がきれいに書かれていないとか、あるいは丁寧でないというときに、これは丁寧でないからマルにできないとか、そういった混同が起きている場合があるのではないかと。ここでは、文字の正誤の判断と、それ以外の評価というのは別のものであるということを書いています。

それからもう一つは、正誤を決めるときに規範であるとか標準と言われるような字が掲げられる場合があります。それと合っているかどうかということに細かく留意してしまう、気を付けてしまうという傾向がある。そういった規範、あるいは標準と言われるものが想定される場合に、それとの違いがあったとしても、そのことだけをもって誤りだということをおっしゃるべきではないんですよということを書いています。

28ページにある図の(4)ですけれども、事前にお送りするときには、これがありませんでした。今回お送りしたときにここにもう少し、いわゆる丁寧に書かれていない字であるとか、規範と合っていないようなものを比較するようなものがあるのではないかと。御提案を打合せ会の委員から頂いて、ちょっとわざわざ崩した字を書いて入れたものです。この辺りについても、後で御検討いただきたいと思っております。以上です。

○沖森主査

では、手順として、御意見は後ほど伺いすることにして、まず個別の部分についての質問、あるいは全体を通して何か御質問があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

特にございませんでしょうか。それでは、個別の部分といいますか、前回既に御検討いただきました1章の1から5、1ページから24ページまでにとりあえず区切りまして、その部分について質疑及び意見交換を進めてまいりたいと思います。では、第1章の24ページまでについて、御意見、御感想等ございましたらお願いします。

○鈴木(泰)委員

22ページです。このところは前回、大分問題になった「概念」というところです。僕にはどうも何か少し分りにくくなったような気がします。説明が加わった分、少し明確さが下がったという感じがします。22ページの終わりから8行目からの段落です。

「ある漢字を」というところですが、1行目、2行目はいいですが、「字体は」というこの辺、直していますが。「抽象的に思い描かれる概念である」。その次に、「漢字を手で書くことは、それぞれ」。このところです。これが何かすごく唐突な感じがします。「共

通項である」というところから一挙にそれを「抽象的に思い描かれる概念である」というところに結び付けているような。ちょっと飛んでいるような感じがします。前の文章と重なるところもあります。何かちょっと脈絡がとりにくいという気がします。

「言い換えれば」という、前の文章のところ、「同じ字体を持った文字がそれぞれ別の字形で具現化するということになる。字体は、数ある具体的な字形から抽出された共通項である。」これでいいと思います。共通特徴などと言った方がいいかもしれません。

それで、後のところは要らないという気がします。ない方が、「概念」というのを持ち出さない方が分かりやすいように感じます。何か、その共通項であるという内容をもう既に言っているのに、それをまた概念と言い換えようとしているという感じがあります。わざわざここで概念というのを持ち出す必要があるのかなど。共通項である、共通特徴であるというところで十分趣旨は尽くされているのではないかと思います、もう一度考えてみてください。

○沖森主査

ただいまの点について、武田調査官、何かありましたら。

○武田国語調査官

御指摘の点、この抽象的云々ということについては、打ち合わせ会でも少し時間をとってお話いただきました。しかし、ほかにも今回いろいろ具体的なものをお見せするというので、まだ十分には検討ができていない状況です。前回の小委員会の中でも、「抽象的な概念」ということが非常に分かりにくいということがありましたので、それについてはまた次回の小委員会でもう少し分かりやすいものがお出しできればと思います。

それから、今、御指摘のあったところは、改定常用漢字表の答申の段階で、手書きすることが字体・字形の認識能力につながるんだということを言っておりますので、それをフォローしたところです。やはりもう少し具体的にといいますか、丁寧に書く必要があるか、あるいは分かりにくくなるのであれば、今おっしゃったように削除してしまうというのも一つの考え方かと思います。打合せ会で御相談したいと思います。

○関根委員

冒頭の「情報化の進展に伴う情報機器の広範な普及に対応して」というのは今回入れたところですが、ここを入れたのなら、その後の4行目の「手書き文字と印刷文字との違い」のこの印刷文字のところにも何か、例えば情報機器で印字される文字とか、情報機器で表されるといった、つまり、端末の画面上に表されるものと、それからプリントアウトされたものと、そのあたりの言い方をここに入れるとうまく整合性が取れるのではないかと思います。

あと、その元の文言ですが、常用漢字表の改定はこれだけではないですね。何となく、「など」とかを入れておいた方が無難かと思いました。

○納屋委員

結構広いのですが、細かなところをお話しさせていただきます。

2ページ一番下の段落です。一番下の段落の書き出しのところ。「文化審議会国語分科会」この言い方が16ページの3の書き出しのところですが、「国語分科会漢字小委員会」と書かれています。つまり、文化審議会国語分科会とするのか、国語分科会とするのか、漢字小委員会とするのかというのが不ぞろいとなっています。

それから、4ページの第2段落です。「図2のうちの印刷文字は、図3のように、それぞれ、明朝体、ゴシック体」と書いてありますが、ここに振り仮名を振る方がいいと思います。

それから、5ページの図6についてです。この図6について左の端っこと右の端っこに点々があります。それから、通用字体のところも破線の部分のところにも「宇」という字のところにも上の方に点々、下の方にも点々があります。それは「宇」の方にも、通用字体のところの四角の方も、「学」の方も旧字体の方の「學」の方もみんな同じですが、この点々は何を示しているのでしょうか。私の感じですと、こういうのがいっぱいあるよということを言っているんだと思いますが、左と右側の点々と、それぞれ上の方の点々は要らないと思いました。

それから、10ページの、「士」と「土」について。「(図(1)ーカの例に同じ)」とあります。(1)と書いてありますが、この(1)では字体のことを、(2)では字形のことを言っているんですね。このように「同じ」と書くと分かりにくいと思います。

これと同じ関係のことが、「雨」のところ、11ページの「図(2)ーエ」も「(図(1)ーイに同じ。)」となっていますが分かりにくいです。

○沖森主査

よろしいでしょうか。24ページまで御指摘いただいたということにさせていただきます。では、ただいまの点について何か武田調査官からお答えすることがあればどうぞ。

○武田国語調査官

細かな御指摘ありがとうございます。文言をそろえるというところなど、今後、整理していきたいと思います。

○沖森主査

どうもありがとうございます。一言申し上げますと、この図が重複しているということについて、私の方から同じ図であるということをお知らせしておいた方が読み手にとって分かりやすいかなと思って付け加えていただいたものです。あえてこれはない方がいいということであれば、また検討したいと思います。

○入部委員

24ページの「当指針は」の後の1段落の中に、「黒板への手書きが電子黒板等の使用に移行しているような場合さえある」というニュアンスですが。教科書研究センターのデジタル国語教科書部門にいるものですから、書きぶりとして、板書への手書きが電子黒板に移っているというよりも、黒板への手書きに加えて電子黒板の活用が多くなってきたといったような言い方に変えていただけると、大変有り難いと思います。御検討よろしく願います。

○沖森主査

検討したいと思います。ほかにいかがでしょうか。

○納屋委員

22ページに関係すると思います。改定常用漢字表との関係ということで書かれていますが、世論調査の部分が抜けていると思います。

全体のトーンですが、平成17年2月2日付の文化審議会国語分科会の報告に、この分科会で漢字を手書きすることの重要性について、漢字表の総合的な施策を立てるとということとともに、漢字を手書きすることの重要性について大きく取り上げています。

読んでみます。「分科会で「情報化時代に対応する漢字政策の在り方」を検討することが必要であると考えた理由の2点目は、近年の情報機器の急速な普及に伴い、一般の文字生活の中で、手書きをする機会が極端に減ってきていることから、「漢字を手で書くこと」

をどのように位置付けるかについて、その基本的な考え方を早急に整理していく必要があると判断したためである」と書かれています。つまり、大臣からの諮問では総合的な政策を立てることが求められており、改定常用漢字表が平成 22 年に作られました。この文章の最後のところにこんなことが書いてあります。「分科会では、今日の情報機器の急速な普及を踏まえて…」

○武田国語調査官

納屋委員。机上資料「国語関係答申・建議集」469 ページにその報告が載っております。

○納屋委員

失礼いたしました。では、御覧ください。もう一度読みます。「分科会では、今日の情報機器の急速な普及を踏まえて、効率性が優先される実用の世界は別として、社会全体に対して「手書きの再考・勧め」のようなものを出してもいいのではないかと、また手で書いた文字からは書き手の人間性が見えてくるが、その意味でも、個性を大事にしようとする時代であるからこそ、一層、手書きが大切にされなければならないのではないかと考えた。情報機器が普及すればするほど、手書きの価値を改めて認識していく必要があろう」とあります。

これに絡んで 469 ページの一番下、(5)「手書きの問題に対しては、「手で書くということは日本の文化として絶対に捨てるはいけないものだ」という方向で、基本的な考え方を整理すべきである。パソコン等の使用が一般化する中で、手書きこそが尊いという価値観が改めて見直されつつあるが、一方で、手書きでは申し訳ないという価値観も既に生じていることに目を向ける必要がある」とあります。つまり、「手書きの再考・勧め」ということが既にあり、その意向、考えを織り込んでいく必要があると思います。

これについては、先月、教育再生会議のところでも触れられており、「どれほどコンピュータや人工知能が発達しても、感性や思いやり、慈しみの気持ちなどにおいては最後まで人間が優位性を持つと考えられる」と言っています。その一つとして、手書きの習慣というものがあると私は考えます。

○沖森主査

ただいまの御意見、非常に重要なところであり、この施策の継続性という意味においても取り上げるべき点かとも思いますが、何か御意見等ございましたら、お願いします。

○鈴木（泰）委員

またこの問題に戻ってしまったのかということがありますが。文科省が最近、国立大学の人文社会系の学部とか大学院とかは、組織を見直して廃止や改編をせよと言ってきています。その理由というのは、社会の役に立っていないものはやめろと。それでなくても赤字だし、若い人が減っていくんだから、そういうところに回す人材も金もない。即効性のないものはやめろということだろうと思います。

前から、手書きは、即効性、実効性がないからそれに余りこだわる必要がないと私は発言していました。それが、実は政府が最近言い出した方向性と一致してしまったということで、内心複雑な思いを禁じ得ません。

もし国が実効性を重視する考え方であるなら、手書きを大切にしなければならないというのはそれと矛盾するような気すらします。その辺は皆さんどうお考えになるのでしょうか。手書きの問題というのはやっぱり別のものなんだと考えるべきだということは、やはりここで再確認できるんじゃないでしょうか。そこが非常に気になります。

○佐藤委員

これまでの経緯を教えてくださいたいのですが、この常用漢字表を改定した方がいいのではないかと、せざるを得ないということが言われ始めたことに、情報化というのがかなり大きな力があつたのではないかと、一般に一国民として思っていました。すなわち、常用ということが恐らくこれまでは生活でよく書くということから、書かなくても常用しているという状況が広がってきた、そういう新時代における常用漢字ということで、例えば余りほかの造語力の強くない漢字も今回は入った。非常に書くのが難しいものも今回は入った。そういうことで196字も増えたのだらうと思っていました。

ですから、それに対して、全て書かなくてもいいとなってしまうてはいけないので、手書きは大切だというのがあって私は思っています。基本的な考え方一番に、手書きが失われていく中で手書きを何とかしようなんていうことはないと思います。一番は新時代の常用漢字ということによって、しかし、それが行き過ぎてはいけないからという、ある意味歯止めのような形で書くことも大切だと多くの人は思っているのではないかと思います。ですから、大切だけれども、手でこれからもどんどん書いていこうというものとは考えていません。

○沖森主査

ありがとうございます。ほかに、御意見ございますでしょうか。納屋委員の御意見は、今回の指針に、その方面の内容を明確に出すべきかどうかということだと思います。今、佐藤委員からも御意見を頂いたように、手書き文字の重要性ということを常用漢字表で既に言及しており、それをもう一度繰り返してここに書いてあるということです。今回は字形・字体ということを中心に少し整理していく指針であるので、それ以上踏み込むかどうかということについては、私自身も今回、必ずしもそこまでいかななくてもいいのかなと思っております。

○関根委員

教えてくださいたいのですが、国語分科会で今後取り組むべき課題についての平成17年ですよね。それで「情報化時代に対応する漢字政策の在り方」についての中で今の手書きの重要性みたいなものも入れてあると。それを受けてできたのが改定常用漢字表である。

つまり、改定常用漢字表はもうこの態度・方針というものがいわば盛り込まれた形でできた私は捉えていました。今度はそれを受けての手書きと活字形というところに目を向けてもっと詳しくということなので、私も主査と同じように、改めてこの平成17年のところまで戻る必要はないような気がします。平成17年の課題については、常用漢字表で、もちろん全てではないにしても、それを受けて作ったわけですから、言わばこれは改定常用漢字表が完成した時点で、この平成17年のものに関してはクリアされたという認識ではいけないのでしょうか。

○沖森主査

手書き字体の問題を指針として作るということであれば、またそれはそれで議論にはなるかと思えますけれども、今回は改定常用漢字表のいわば手当てということを中心に指針を考えて練っております。その点についていかがでしょうか。

○武田国語調査官

事務局からですが、やはり改定常用漢字表で明確に手書きが大事だ、手書きは文化であるということ既に言っておりますから、それは当然、今回の指針の中でも踏襲するといえますか、同じ考え方でこの指針も作られることになると思います。

そして、現時点の案でも、手書きを今後も残していくということを考えた書きぶりになっております。納屋委員の御意見を伺いますと、更にもう一步踏み込むべきではないか、

ということだと思えますが、その辺りは、今回はお出しできなかった「国語に関する世論調査」の結果から、人々の声としてこの中に織り込めるのではないかと考えております。まだ世論調査の結果については発表しておりませんので、余りお話しできないところもありますが、世論調査の結果の中にうまくこの議論に反映できる部分があるのではないかと考えています。

○納屋委員

調査官がおっしゃっていることはよく分かります。10年前も世論調査を受けて、もっと積極的な姿勢をこの委員会から出していく必要があるという考えを示していったと思っています。

ですから、漢字表ができたから、それでもう事は終わりと思えないということをお願いいたします。もっと初めの段階もありますし、調査を踏まえた上での考え方もあると思います。そういうところを十分反映させたい。機器に流されて、手で書いていること自体が変だなどというようなことになってはまずいと思います。

○沖森主査

では、今後5の(2)ですけれども、今省略となっておりますところが表に出たときにまた御意見を頂ければと思います。今回はこれでこのテーマについては打ち切りにさせていただいてよろしいでしょうか。

ほかに1から5について、御意見ございますでしょうか。

○岩澤委員

具体的にどうすればいいかというのがあるわけではないのですが、全体を通じてこの指針の、要するに目的が結構散らばっていろんなところに書かれていて、若干重複感があります。「当指針の課題、目的は…」と言って、現状の課題を言ってその指針の目的を言っている場所が全体で8か所ぐらいあると思います。整理できるものはなるべくシンプルにした方がいいと思います。重複感を少し減らすよう検討をしていただけたらと思います。

それと、細かな表現ですけれども、「当指針の活用が期待される分野について」という表現の中で、「漢字は、個人が自己表現のためだけにそれぞれの用い方をすればよいというものではない。漢字は、日本語を用いて生活する人々が情報を伝達し合う上で不可欠なもので」とありますが、その前段は言わずもがなだなどという感じがします。「漢字は、日本語を用いて生活する人々が情報を伝達し合う上で不可欠なものであり」でもいいのではないかと。要するに、「自己表現のためだけにそれぞれの用い方をすればよいものではない」ということは言わずもがなことだという感じがしました。

○納屋委員

岩澤委員がおっしゃったことの前段の方ですが、私も同じです。ばらばらになってどこにメッセージを送るのがよく分かりにくい。だから、最初の方でできるだけまとめた形でメッセージを送れるのがいいと思います。

それから、岩澤委員が言われた、言わずもがなだというところについては、私の言いたいことを織り込んでくださったと思うのですが、切ってもいいかなという気もします。

細かなことですが、19ページ「当指針の対象について」の下から7行目。「漢字の習得段階に受けた指導の違いによって」に、「指導」という言葉が使われていますが、この指導は、学校の指導のことを言ったのか何なのかよく分かりません。ここはもっと大きなことを言っているのでしょうか。個人が受けてきた家庭教育や社会教育によって形成されたと思っています。だから、学校の先生が何か教えてくれた、塾の先生が何か教えてくれたとそういうことではないと思います。

それから、19 ページの一番下の部分から 20 ページの始めの辺りのところです。書き取りの問題をしたときに、「不正解と判断しているといった事態が起きているおそれもある」とありますが、ここまで書く必要があるのでしょうか。かなり踏み込み過ぎのような気がします。例えば、ちょうど真ん中あたり、「ただし…」がある段落のところで、「これらを改善し、学校教育と社会における漢字使用との間の円滑な関係性を築いていくのは、国語施策の責任であろう。」とありますが、これは主に文部科学省がやるべきことです。だから、危ない感じがします。

先生方は、漢字の取り扱いに苦慮されています。文部科学省の指示として、常用漢字表の字体の説明をうまく活用しなさいと言っているということを受けている。それをじかに受け取るとこっちが全部解決しなきゃならないと感じますが、そうじゃない。文部科学省が進めているのは、発達段階や、様々な状況にある子供について教えようとしている。その指導の方法についてまで言わない方がよいと感じます。ですから、この段落の最後のところに、「細部に厳密な指導を行わざるを得ない状況とも考えられる」と、学校教育のことまで踏み込んで言う必要があるのかなという印象です。

○沖森主査

ほかに御意見等ございますでしょうか。議論がいろいろ出てまいりまして、進行が予定より随分遅れております。

早速ですが、一応 1 から 5 は以上で終わりにさせていただきまして、今度は 25 ページ以降の 6 のところについて御意見を頂きたいと思います。25 ページから最後の 29 ページまでですが、ここの部分について御意見等いただければと思います。いかがでしょうか。

○納屋委員

この 6 そのものが、付ける必要はないと思います。正しいか誤っているか、整っているか丁寧かとか、これは誰のために付けているのでしょうか。学校教育で取り扱うときの参考資料として出るんでしたら使いやすいと思いますが、一般の方には必要ないと思います。

○武田国語調査官

確かに国語分科会、文化審議会は教育の問題に直接何か言及するというのを基本的にはしないということがございますので、そこは十分に注意すべきところであろうとは思いますが。ただ、これまでの議論の中では、直接これをこのとおりに指導に生かしてくださいということではないけれども、このことを多くの方に分かっていただくということは重要であろう、特に、教育に携わっている方に一つの基本的な知識として分かっておいていただくということが必要ではないかという御議論がずっとあったと思います。

そういったところを踏まえて書かれており、打ち合わせ会で検討された結果としてこういうものが出てきています。必ずしも学校教育ということだけではなくて、例えば大学の入試や社会人の採用試験、これはもう学校教育というよりは社会全体の問題になっていくと思いますが、そういうところで正誤の基準が揺れていて、あるときにはマルになりあるときにはバツになりということになると、これは人の人生を左右するということもあるのではないかと。そういったことを考えると、例えばちょっと形が崩れているからこれはだめだといったことにしているのか、というのがこれまでの議論だったと思います。そういったものを踏まえて、ここに 6 の部分があるということかと思えます。

○納屋委員

29 ページの「ふだんの社会生活において」という段落についてです。「他者に情報を伝達するために漢字を使用する際には、書かれたものが「正しく書かれているか」という視点で評価されている面が常にあるとも言える。手書きした文章を見せたことによって、漢

字に誤りがあると判断されたり、漢字を正しく書けないとみなされたりして、信頼や評価を落としてしまうようなことも起こり得る」と、大変に配慮の行き届いたとか心配をしてこのように言っています。が、これで実際に考えられることは、就職試験のときの履歴書についてかと思いました。履歴書の漢字が間違っているからその人を採用しないとかそういう問題ではないと思います。ですから、それは飽くまでも一つの手段のことで、漢字のこととくっ付けてここまで言う必要はない。だから、その数行後の「不当に評価されてしまう」と結び付くかと思っているわけです。

最後のところでも、「注意すべきである」という部分で、「何々すべきだ。」と言って終えていていいのかなと思います。

○川瀬委員

日頃いかに文章をそいでいくか、いかにシンプルに書くかばかり考えているので、公文書ってやっぱりすごく丁寧に書くものなのだとこのところを改めて思っています。

漢字ってきれいだなと思っていて、今回この6のところを読んでいて、美しい漢字の字体というものがあるんだからそれが大筋合っていればいいじゃないかというのがある程度の線かなと思っていました。ただ、納屋委員がおっしゃったように、丁寧に書く、美しいというのが人間性との評価にまで、それを付記するのであれば、1回書いた後で、更にもう1回、でもやっぱり大筋合っていればいいんじゃないか。というところで締めくくられているところに違和感がありました。大筋合っていればいいんだけど、丁寧に書くことも大事なんだというのを書き添えたいのであれば、精神的にちょっと守りたいこと、といった感じで後ろにまとめてしまった方がいいのかなという感じもします。

あと、細かなところで恐縮なんですけど、大きい6の表題は「「整っているか」「丁寧か」「美しいか」「巧みか」などの観点について」となっていて、その後の(1)、(2)、(3)のところを詳細に述べている中で、(3)の表題が「美しさ」「巧みさ」と名詞になっているんですね。「整っているか」から全て名詞にそろえた方がいいと思いました。(1)も例えば「「整い方」「丁寧さ」「美しさ」「巧みさ」などの評価との関係について」、(2)は、「文字の正誤と「整い方」「丁寧さ」などとの関係について」などとした方がバランスがとれるかなと思いました。

それから、この四つの要素が地の文の中で出てくるときは比較的違和感なく読めるんですが、何度も出てくると結構鬱陶しいというか、何かこの四つの言葉を総合できる、今ニュアンスがぴたっと来る言葉が思い付かないんですが、例えば「整容性に優れている」とか、「整容性が劣っている」とか、そういう置き換えができないかなと。要するに、「何々か。」という問い掛けの形になっているものに対して、それが何度も出てくることに対する違和感というものがちょっと私にはありました。

それと、(1)の一番後ろのところですが、下から4行目です。「また、漢字によっては、慣用として定着した字形を持つものもあり」とはどういうものでしょうか。例が入るとうれい感じもしますし、「円滑なコミュニケーションに寄与する」というニュアンスがちょっと分かりにくかったのと、その先の、「その字体として備えているべき骨組みを欠いていない字形であれば、どのような字形を用いてもよいというわけではないこと」という、肯定と否定がいっぱい入っているのは、一読したときに最後の締めに来る文章としては分かりにくいという感じがありました。非常に丁寧に書いてくださっているのは感じられますが、すばっと胸に落ちてこない。その辺、シンプルにしてもらいたいと思います。恐縮ですが、そのように思いました。

○沖森主査

どうもありがとうございます。ほかに、御意見ございますでしょうか。

では、これ以上ないということであれば、今回検討いただいた分、また前回の分も併せ

まして、もう一度打ち合わせ会で精査し、試案として取りまとめていきたいと思ひます。また、今後お気付きのことがあれば、いつでも事務局に御連絡いただきたいと思ひます。

続いて配布資料4の説明及び意見交換に移りたいと思ひます。それでは、配布資料4に関して、第2章に関してですが、補足の説明があればお願いしませう。

○武田国語調査官

資料4「第2章 明朝体と筆写の楷書との関係について」。これは、1を除いて2以降は常用漢字表にある字体についての解説に沿って、それを詳しくした形になっております。

「1 筆写の楷書と明朝体の歴史について」は、明朝体と筆写の楷書との間に歴史的な違いがあつて、両者の間の字形の違いを生んでいるということを書いている部分です。世の中に理解されなくなっている両者の習慣の違いについて書いたものです。

そして、3ページですが、「2 印刷文字の（明朝体）のデザインについて」は、ほぼ常用漢字表の字体についての解説のまま、印刷文字、特に明朝体のデザインにどのような違いがあるのかというものを並べたものです。ただし、最後に特定の字種に適用されるデザイン差ということで五つの文字が挙げられているところについて、ここだけは常用漢字表のままだと少し分かりにくいだらうということで詳しくなっております。

それから、「2付 手書き文字のいろいろな書き方に印刷文字のデザイン差と共通するところがあるもの」。これは2で見たような明朝体のデザインの違いというのが、おおむね手書きのときにも参考になるんだということの説明した部分、つまり、2で見た明朝体の違いに通ずるような手書き文字の違いというものを並べたものです。当初は2の中で明朝体と手書きの字形を並べて示すことも検討されたのですが、切り離して手書きの文字はこの2付としてお出ししております。見ていただくと、例えば（1）のへんをつくりの組み合わせ方というところで見ると、「硬」という字の「いし」の形がちょっと大きかったり小さかったり、こういうことが活字でもあるわけですが、同様に手書きするときにもあつて、それはどちらでも誤りではないんだということをおっしゃっております。そういったものが並んでいるところですよ。

それから、「3 明朝体に特徴的な表し方があるもの」。これも基本的に常用漢字表の字体についての解説に倣った順で、折り方に関する例ですとか、それから点画の組み合わせに関する例など、そういったものを並べております。明朝体ではこういう表現をするものが手書きだとこうなりますよということを示しています。とは言つても、全ての字を示すことができませんので、まず、例えば（1）折り方に関する例のアのところを見ていただくと、カタカナの「ム」のような形、それから「糸」の上の部分に当たるような形を構成要素に持つものということで分類をしています。例えば印刷文字では「糸」の1画目は2画に見えるわけですけども、手書きするときには普通1画で、1画に見えるように書くということをお説明しています。幾つかの漢字を取り上げて、具体的に手書きの例を挙げていますが、同じように考えていい漢字を集めて、下にある四角の中に明朝体で示しています。この四角の中に挙げられている字は、大体、小学校の学習指導要領に挙げられている1,006字は漏れがないように作っております。ただ、常用漢字表の全てを網羅しているわけではありませうので、「など」という言葉が付いています。このように、明朝体と手書きのときの習慣の違いを示したのが3ですよ。

そして、「4 筆写の楷書でいろいろな書き方があるもの」。これは活字の形との関係だけでなく、手書きする形にいろいろな習慣があるもの、いろいろな書き方があつてよいものを「字体についての解説」に沿って並べたところですよ。例えば、「（1）長短に関する例」。これも下位分類があるんですが、その下位分類の一つ目、「ア 複数の横画がある漢字における、横画の長短」というところを見ていただくと、例えば「無」という字は上の部分の横画の長短について、いろいろな形があること、それから「幸」や「天」についても、横画の長短が変わることがあつて、そういった書き方もあるんですよというのを

具体的に示しています。先ほどと同様に、同じような構成要素を持ったものを下の四角の中に印刷文字で示しています。ここで言う構成要素というのは、部首ではありません。部首ではなくて、漢字の中のまとまった形を取り出して、構成要素とっております。

そして、これが 35 ページまで続いて、次に 36 ページ。最後は、「5 筆写の楷書字形と印刷文字字形の違いが、字体の違いに及ぶもの」。これも「字体についての解説」に合わせたものです。平成 22 年に常用漢字表に追加された漢字の中に、いわゆる康熙字典体、一般的には旧字体と言いますが、その字体が採用された字種があります。そういったものを手で書くときにどのような形で書くのかということ扱ったところです。一部の例外を除いて、手書きの習慣に沿った書き方と印刷文字そのままに書く書き方との両方がありますよということを、それぞれ示しているものです。以上です。

○沖森主査

どうもありがとうございました。それでは、御質問等ございますでしょうか。

○岩澤委員

構成要素という言葉は改定常用漢字表の方でも使っていましたか。

○武田国語調査官

使っておりません。

○岩澤委員

今回初めてですね。それで、点画の数や線の組み合わせなど基本となる構造のことを骨組みとっています。ここで言っている構成要素というのは骨組みとイコールのものでしょうか。それとも、骨組みの一部のことを構成要素とっているのでしょうか。初めて出てきた言葉なので、どういう意味でこの構成要素という言葉を使っているのか、ちょっとそこを教えていただきたい。

○武田国語調査官

十分に詰めて検討しておりませんが、例えば活字そのものの字形に関して言えば構成要素というのは非常に簡単に使うことができそうです。ただ、そういった意味で用いている言い方なのか、それとも骨組みにまで関わる言い方なのか、きちんと整理しておかないといけないと、伺っていて感じました。

○沖森主査

私自身の印象で申し上げますと、漢字を構成する部分のあるまとまりでくくったものという形で考えております。ですから、糸へんなどといったような「へん」とか「つくり」とかという中に入らないけれども、幾つかに共通している何かまとまった形を指しているということです。

○岩澤委員

構成要素が全部合わさると全体の骨組みになるということですか。

○沖森主査

というわけでもないと思います。つまり、まとまりとして分かりやすく示そうとしたというものですので、構成要素と言っているかについては、もう少し検討すべきだろうと感じました。

ほかに御意見等ございますか。

○鈴木（泰）委員

この最初の「筆写の楷書と明朝体の歴史について」というのは知らないことばかりで勉強になりました。本当に乏しい知識なんですけれども、この最初のところを読みますと、明朝体というのは中国の明代にできたと読めるんですが、実は宋代だと知識としては聞いています。ただ、日本に入ってきたのが明代だったから日本では明朝体と言っている。どうでしょうか。

○沖森主査

はい。そうですね。ただ、宋朝体といいますか、宋朝体がそのまま明朝体になっているわけでもないで、そのあたりの整理は確かに前提として必要かと思います。

○鈴木（泰）委員

この書き方だと、「明朝体は明の時代に、印刷のための版木を彫刻するのに適した、また、印刷文字として読むことに特化された、楷書に基づく」と。「基づく」と書いてあるところで、少しクッションがあるということでしょうか。

それから発展したものだとか、少しやっぱり間があるんだということを一言加えていただくと、誤解されないで済むと思います。

○沖森主査

どうもありがとうございます。

では、御意見、御感想のところに入っておりますので、御自由をお願いします。1から5、全てのところについて、御意見等ございましたらどの点でも結構です。御意見、御感想等お願いします。

○納屋委員

鈴木委員がおっしゃった、歴史が書かれているところです。下の方は西暦で、これが明治だというのは分かりますが、例えば1869年のところは明治2年と括弧でも入れてくれると明治の時代かと分かると思います。

それから、1行目のところには「後漢末」とありますが、これが3世紀初め頃だと、世紀である程度示した方が分かりやすい。明朝体については、明は大体14世紀から17世紀なんじゃないかなと思うんですが、そうしたことを書くと時系列で分かると思いました。

それから、3ページ。確認ですが（1）の次の2行が、常用漢字表になく新しく付けられた部分だと思うんですけども、これが説明ということだと思います。

次に、4ページ③「脈」の右側の傍線は、要らないでしょう。「蔑」、「伎」のところも要らない。

5ページ⑥「※ 上記の「とめるか、ぬくかに関する例」…」という部分を注記だと思って読みました。この形を踏まえると、6ページ①から⑤は注と説明とに分けた方がいいと思いました。例えば、①「牙」の字が3字書いてありますが、3字については米印で下にこの本体の説明が終わった後に付ける方がきれいかと。②以降も同じです。

7ページについて。（1）①になると矢印がありません。何について、高低、大小のことを言っているかが分からない。だから、「石」、「口」のところに矢印を付ける必要があると思います。「雪」も同じです。それと、「斎」は、右と左が逆だと思います。そのほかにも、順番が逆になっていたり、違っていたりするものが、「奔」、「空」、「湿」、「吹」、「冥」など、幾つもあると思います。

それから、岩澤委員がおっしゃったとおり、構成要素については、注を入れてくれないと分からないと思いました。当用漢字表のときには部首で並べていました。その部首とい

う言葉が出てこなくなったこととも絡めて、構成要素について説明してくださると有り難いと思います。

15 ページの真ん中「寺」に3文字目が書いてあります。この3文字目はどうしても必要でしょうか。つまり、構成要素、要するに字の一部分の「つち」と武士の「士」とこれは逆転しますが、これは大丈夫でしょうか。これを入れて、問合せがいっぱい来たりしないでしょうか。18 ページ「オ」では、武士の「士」と「土」を挙げています。これとの絡みもあって、「寺」では、使われている頻度数が違うと思い、並べればいいというものではないと思いました。

○武田国語調査官

今の2付のところ、順番が違うのは、手書きのときに多く使われるものをあえて前に出したところがございます。説明が足らず失礼いたしました。この2付の部分は、当初2の方の活字と並べて示していたのですが、それよりは手書きは手書きとして独立した方がいいんじゃないかということで、今回急ぎ作ったものです。印刷上の汚れが残っている点、矢印を付けるということなど、今後、配慮したいと思います。

あと、「寺」に関しては、これはあえてお出ししているんですが、確かにここに挙げているものの中に、本当にこれを出しておいて大丈夫なのかというものがあると思います。「寺」は、打ち合わせ会で話題になりまして、そうやって書く書き方もよく見られるのではないかということがあって、お示ししたものです。その辺りについても、お気付きになりましたら、是非、随時事務局の方に御意見を頂けると有り難いと思います。

○鈴木（泰）委員

一つだけ。最初の明朝体と筆写の楷書を対立させて書いてありますが、明朝体は楷書には含まれないんですか。楷書という用語は筆写ところだけしか使わないのですが、楷書の明朝体のように言うてはまずいのでしょうか。明朝体を楷書と考えているのか考えていないのかがよく分かりません。

○沖森主査

その点も改めて検討していきたいと思います。ありがとうございます。

ほかに御意見、ございますでしょうか。

では、特に第2章についての御意見がないということでよろしいでしょうか。それでは、非常に細かいところまで御指摘いただいたということでございますけれども、まだまだ細かいところ、重要なこともありますので、今後も繰り返し私どもでも見てまいりたいと思います。何かお気付きのことがありましたらいつでも結構ですので事務局に御連絡していただきたいと思います。

それでは、残された時間で、配布資料5に関する協議に移りたいと思います。こちらについては、今回初めて御覧いただくものでありますので、まず事務局から補足の説明があれば頂きたいと思います。よろしくお願いいたします。

○武田国語調査官

指針では、本章があつてその後にQ & Aとそれから表が付くわけですが、資料5は、その表のサンプルです。これを見ていただきますと、2,136字を番号順に並べまして、その後には通用字体、これは常用漢字表に使われている明朝体です、それを並べます。その後、代表音訓として常用漢字表の一番上にあるものを一つ挙げます。そして、その後、学年別漢字配当表の何年生にその漢字が当たっているか。1,006字に含まれるものについてはその学年を書き入れます。

その後です。印刷文字の字形の例ということで、一つは明朝体のバリエーションとして、

例えば常用漢字表の通用字体と違う字形のものがあれば入れたいと考えています。これは今資料を取り寄せて1字1字検討しているところです。それから、2番目にはゴシック体、3番目には、便宜上MSメイリオというフォントを入れてありますが、ユニバーサルデザインフォントというのが最近出てきているので、そういったものをここに入れてはどうかと検討しています。それから、4番目は教科書体です。この教科書体は文部科学省の学年別漢字配当表の字とか、あるいは教科書に実際に使われているとかいうものではなくて、できればどこかのフォントメーカーが作って広く公開している教科書体を並べるのがいいのではないかと考えております。このように、印刷文字の字形をここに幾つか並べます。

そして、その後です。手書き文字の字形の例ということで、これは2,136全ての字について2～3の字、あるいは場合によっては一つしか書けないようなこともあるかもしれませんが、実際の手書き文字を例として挙げます。よく御覧いただくと分かるように、今回のサンプルも非常に細かいところに注意して書いていただいています。例えば押さえるとかとめるとか付けるとか離すとか、そういったことを微妙に変えながら書いています。

こういうものを示すのには危険なところもあって、例えばここに挙がってない形は認められないのではないかとということをお考えになる方がいらっしゃるかもしれない。そこは何かしらきちんとした解説なり凡例のようなものを付けてよく説明をした上で、例の最後のところにも「など」というふうに一々入れて、これだけではないということを示したいと考えています。ここに2～3個を基本に、手書きの文字を実際に示すということです。

その後、第2章の関係項目とQ&Aの関係項目があれば、そこを示すようにして、索引のように使えるようにするということです。

これはまだ素案ですし、この後、これを実際の形にしていくときには多少レイアウトなどが変わるかもしれませんが、今日お示ししたのは、エクセルを使って事務局で作ったものです。以上です。

○沖森主査

ただいまの御説明に対して、何か御質問等ございますでしょうか。それでは、これについて御意見、御感想等ございましたらお願いいたしたいと思います。何か改善できる、こうした方がいいのではないかとということがあれば、是非とも御意見頂きたいと思います。

○笹原副主査

例えば、4番に愛情の「愛」という字があって、手書き字形を二つ、きれいに整えて書いてくださっていますが、「心」という字の3画目のところをはねる形が二つ並んでいます。一般的にはねるものもありますし、はねない形もあり、いずれも骨組みとか抽象的な概念という点では同じものと認められていると思います。

これを見た方が、手書きの場合、「心」の3画目は、どうもはねなくてはいけないらしいなどと、余計な誤解をかえって与えてしまうことが懸念されるところです。できればバリエーションの二つ目には、例えば「心」のそのところをはねないで書くものも示しておく、あるいはスペースが大分あるので3文字目にそれを入れるというようなことも含めて、なるべく誤解を生じさせない形になればと思います。要するに、バリエーションを示せるものは、なるべく示しておいた方がいいと考えます。

○川瀬委員

番号のところ、アンダーラインが引いてある番号があるのと引いてない番号があるのは何か理由がありますか。

○武田国語調査官

説明を落としました。番号の下にアンダーラインがあるものは、平成22年に常用漢字表

に追加された漢字です。

○佐藤委員

今まで気にならなかったんですが、この通用字体というところは「常用漢字表」とかにした方がいいと思います。

○沖森主査

ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。特にないようでしたら、協議はこれで終了したいと思います。

この表については、まだ一部の案です。この夏の間作業を進め、9月の小委員会にはできれば全体を御覧いただくということを考えております。何か言い足りないこと、御発言があればお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、特になければ、本日の協議については以上で終わりにしたいと思います。頂いた御意見はよく整理して、今後の具体的な検討に反映させるようにしたいと思います。先ほども申しあげましたように、次回の小委員会は9月下旬に予定されております。そのときには、今回御検討いただいた第1章、第2章及びQ&A、比較表を加えた指針案の全体をお示しできるように準備を進めているところです。8月は委員会の開催はございませんが、何かお気付きの点などございましたら、事務局に御連絡いただきしたいと思います。

では、最後に事務局から連絡があればお願いいたします。

○鈴木国語調査官

次回の漢字小委員会について御連絡申し上げます。参考としてお示しした審議スケジュール案にも載っておりますが、今回は9月25日、金曜日、午前10時からお昼12時までです。会場は、文化庁第2会議室です。内容は、主査から御説明のあったとおり、この指針案の大体をお示ししての御検討ということになるかと思います。よろしく願いいたします。

○沖森主査

それでは、本日の漢字小委員会はこれにて閉会といたします。御出席どうもありがとうございました。